さいたま市告示第456号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年3月9日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フードガーデン大宮佐知川店

所 在 地 さいたま市西区大字佐知川字粕田1-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ベルエアランド

代表 者代表取締役 宮崎 俊也

住 所 さいたま市大宮区宮町2丁目60番地 永見ビル4階

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社イー・ケー 代表取締役 神田 榮一

(変更後) 株式会社ベルエアランド 代表取締役 宮崎 俊也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者氏名

(変更前) 名称 株式会社マツモトキョシグループ

代表者氏名 代表取締役 松本 清雄

住所 千葉県松戸市新松戸東9番地1

(変更後) 名称 株式会社エイチ・エム

代表者氏名 代表取締役 山下 典子

住所 埼玉県上尾市春日2丁目12番17号

(4) 変更の年月日

ア 令和4年3月15日

イ 平成30年2月1日

(5) 変更する理由

ア 所有権移転による。

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者氏名の変更による。

2 届出年月日

令和5年2月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 大宫区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提 出によりこれを述べることができます。
 - (1) 意見書の提出期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944